



## 一、最新中国法令

● 国家发展和改革委员会发布《信用修复管理办法》

- 【发布单位】国家发展和改革委员会  
 【发布文号】国家发展和改革委员会令 第 36 号  
 【发布日期】2025-11-26  
 【实施日期】2026-04-01  
 【内容提要】根据该办法：
- 失信信息分为轻微、一般、严重三类，分别设定了公示期限。
  - 信用主体达到最短公示期限、纠正失信行为并履行相关义务后，可通过“信用中国”网站申请修复。
  - 修复流程包括材料提交、审核、反馈，最长不超过 20 个工作日。
  - 修复后，相关失信信息停止公示、共享和使用，解除惩戒措施。

【备注】“信用修复”是指信用主体为积极改善自身信用状况，在纠正失信行为、履行相关义务后，有关方面按照规定终止公示、停止共享和使用失信信息，同步依法依规解除失信惩戒措施的活动；“终止公示”是指信用主体完成信用修复后，包括“信用中国”网站在内的各领域信用信息系统不再公开信用主体的已修复失信信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202511/t20251126\\_1401911.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202511/t20251126_1401911.html)

● 国家市场监督管理总局发布《市场监督管理信用修复管理办法》

- 【发布单位】国家市场监督管理总局  
 【发布文号】国家市场监督管理总局令 第 107 号  
 【发布日期】2025-11-21  
 【实施日期】2025-12-25  
 【内容提要】该办法明确了针对国家企业信用信息公示系统依法公示的违法失信信息进行信用修复的范围、分类管理、公示期及修复条件。

## 一、最新中国法令

● 国家发展和改革委员会「信用回復管理弁法」を  
発布した

- 【発布機関】国家發展改革委員會  
 【発布番号】国家發展改革委員會令 第 36 号  
 【発布日】2025-11-26  
 【実施日】2026-04-01  
 【概要】本弁法によると、以下の通りである。
- 不良信用情報は軽微、一般、重大の 3 つに分類され、それぞれ公示期限が設定されている。
  - 信用行為の主体は最短公示期限が到来し、信用失墜行為を是正し、係る義務を履行した後、「信用中国」サイトを通じて信用の回復を申請することができる。
  - 信用の回復プロセスには、資料の提出、審査、フィードバックが含まれ、最長で 20 営業日である。
  - 信用の回復後、係る不良信用情報の開示、共有と使用を停止し、制裁措置を解除する。

【備考】「信用回復」とは、信用行為の主体が自身の信用状況を積極的に改善するために、信用失墜行為を是正し、係る義務を履行した後、係る方面において規定に基づき信用失墜情報の公示を終了し、共有と使用を停止すると同時に法律法規に基づき信用失墜制裁措置を解除することをいう。「公示の終了」とは、信用行為の主体が信用回復を完了した後、「信用中国」サイトを含む各分野の信用信息システムにおいて信用行為主体の回復済み信用信息を公開しなくなることをいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202511/t20251126\\_1401911.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202511/t20251126_1401911.html)

● 国家市場監督管理總局「市場監督管理信用回復管理弁法」を発布した

- 【発布機関】国家市場監督管理總局  
 【発布番号】国家市場監督管理總局令 第 107 号  
 【発布日】2025-11-21  
 【実施日】2025-12-25  
 【概要】本弁法は、国家企業信用信息公示システムが法に基づき公示した違法信用失墜情報に対し、信用回復を行う範囲、分類別管理、公示期間及び回復条件を明確にした。

- 企业破产重整期间可申请临时信用修复。
- 信用修复决定可通过全国统一平台电子送达。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdxdgknr/fgs/art/2025/...>

● 上海市人民代表大会常务委员会关于修改《上海市优化营商环境条例》的决定

【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会  
 【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告〔十六届〕第六十七号

【发布日期】2025-11-27

【实施日期】2026-01-01

【内容提要】此次修改内容包括：

- 对标国际高标准经贸规则，扩大服务贸易和数字贸易开放；在中国（上海）自由贸易试验区和临港新片区实行外商投资试验性政策措施，扩大对外开放。
- 大型企业等经营主体不得滥用自身优势地位，要求中小企业接受明显不合理的付款期限、方式、条件和违约责任等交易条件，拖欠中小企业的货物、工程、服务等账款。
- 加强知识产权保护，遏制恶意诉讼，打击商标恶意抢注、恶意囤积等违法行为。
- 禁止编造、传播虚假信息或者发布误导性信息，侵害企业等经营主体和经营者的合法权益。
- 对存在金钱给付类的司法裁判未履行完毕或者罚款未执行完毕等情形的经营主体，不予办理简易注销登记。对已被立案但尚未被作出司法裁判或者行政处罚决定的经营主体，不予办理相关注销登记。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.shrd.gov.cn/shrd/gk/content/dfd77a03-a7e4-4ab0-8f4d-e01cc218d6ed.html>

● 上海市商务委员会关于印发《上海市鼓励设立外资研发中心的暂行规定》的通知

【发布单位】上海市商务委员会  
 【发布文号】沪商规〔2025〕4号  
 【发布日期】2025-11-26

- 企業破産再生期間中は、一時的に信用回復することを申請できる。
- 信用回復の決定は、全国统一プラットフォームを通じて電子データ形式で送達することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdxdgknr/fgs/art/2025/...>

● 「上海市ビジネス環境最適化条例」の改正に関する上海市人民代表大会常务委员会による決定

【発布機関】上海市人民代表大会常务委员会  
 【発布番号】上海市人民代表大会常务委员会公告〔十六期〕第六十七号

【発布日】2025-11-27

【実施日】2026-01-01

【概要】今回の改正内容には、以下のものが含まれる。

- 国際的な高基準の経済貿易規則をベンチマークにし、サービス貿易とデジタル貿易の開放を拡大する。中国（上海）自由貿易試験区と臨港新エリアで外商投資試験的政策措置を実施し、対外開放を拡大する。
- 大型企業などの事業者は自身の優位性を濫用し、中小企業に対し明らかに不合理な支払期限、方式、条件及び違約責任などの取引条件を受け入れるよう求め、中小企業の貨物、工事、サービスなどの費用を滞納してはならない。
- 知的財産権の保護を強化し、悪意ある訴訟を抑制し、悪意ある商標先取り出願、買い占めなどの違法行為を取り締まる。
- 虚偽情報のでっち上げ、伝播、又は誤解を招く情報の発表、企業などの事業者と経営者の合法的な権益の侵害を禁止する。
- 金銭の支払いを命じる司法裁判の未履行又は罰金の未執行などの状況が存在する事業者に対しては、簡易抹消登記の申請を受理しない。立件されているが司法裁判又は行政処罰の決定がまだ下されていない事業者に対しては、係る抹消登記の申請を受理しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.shrd.gov.cn/shrd/gk/content/dfd77a03-a7e4-4ab0-8f4d-e01cc218d6ed.html>

● 「上海市外資研究開発センター設立奨励規定」の通達に関する上海市商務委員会による通知

【発布機関】上海市商務委員会  
 【発布番号】滬商規〔2025〕4号  
 【発布日】2025-11-26

【实施期间】2025-12-01 至 2030-11-30

【内容提要】根据该通知：

- 上海市鼓励外资企业在沪设立外资研发中心，当前主要存在三种设立模式：外资研发中心、全球研发中心和外资开放式创新平台。
- 该规定分别明确了三种模式的认定条件和申请材料。
- 全球研发中心和开放式创新平台等可以依据跨国公司地区总部发展资金相关规定，享受相应财政支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

上海市鼓励设立外资研发中心的規定

<https://sww.sh.gov.cn/zwgkhsqwj/20251126/27e444121e364a71bc66598a036310bb.html>

官方解读

<https://sww.sh.gov.cn/zcidgnmygl/20251126/337e6341703d4d479be907417af6f9f8.html>

● [上海市商务委员会关于开展 2025 年度贸易型总部申报认定工作的通知](#)

【发布单位】上海市商务委员会

【发布日期】2025-11-25

【内容提要】该通知明确了贸易型总部的申报认定条件、认定申报程序和材料要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://sww.sh.gov.cn/gnmy/20251125/c406f291310c48368a9fe1186304feb0.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [最高人民法院发布依法惩治危害税收征管犯罪典型案例](#)

日前，最高人民法院发布[依法惩治危害税收征管犯罪典型案例](#)（共 8 件）。案由包括：

- 以虚开增值税专用发票抵扣逃税；
- 利用“阴阳合同”隐匿收入逃税；
- 恶意转移财产逃避追缴欠税；

【实施期间】2025-12-01 から 2030-11-30 まで

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 上海市は外資企業が上海に外資研究開発センターを設立することを奨励し、現在は主に、外資研究開発センター、グローバル研究開発センター、外資オープンイノベーションプラットフォームという 3 通りの設立パターンが存在する。
- 本規定は、3 通りのパターンの認定条件と申請資料をそれぞれ明確にしている。
- グローバル研究開発センターとオープンイノベーションプラットフォームは、多国籍企業の地域本部発展資金に関する規定に基づき、係る財政支援を受けることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

上海市外資研究開発センター設立奨励規定

<https://sww.sh.gov.cn/zwgkhsqwj/20251126/27e444121e364a71bc66598a036310bb.html>

公式解説

<https://sww.sh.gov.cn/zcidgnmygl/20251126/337e6341703d4d479be907417af6f9f8.html>

● [2025 年度貿易型本部申告認定業務の展開に関する上海市商務委員会による通知](#)

【発布機関】上海市商務委員会

【発布日】2025-11-25

【概要】本通知は、貿易型本部の申告認定条件、認定申告手順、資料要件を明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://sww.sh.gov.cn/gnmy/20251125/c406f291310c48368a9fe1186304feb0.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [最高人民法院が、税徴収管理に脅かす犯罪を法に依拠して処罰する代表的事例を公表した](#)

先頃、最高人民法院は、[税徴収管理に脅かす犯罪を法に依拠して処罰する代表的事例](#)（計 8 件）を公表した。訴因には以下のものが含まれる。

- 増値税専用発票の虚偽発行による脱税
- 「(表の契約と裏の契約の)二重契約」を利用した所得隠匿による脱税
- 悪意による財産移転による滞納税金の追徴回避

- 以循环进出口货物骗取出口退税；
- 利用平台倒卖发票牟利；
- 为骗取税款而虚开增值税专用发票；
- 以“买单配票”手段骗取出口退税；
- 伪报品名出口后申请退税。

(里兆律师事务所 2025 年 11 月 29 日编写)

- 貨物の循環輸出入による輸出税還付金を騙し取り
- プラットフォームを利用した発票の転売による利益取得
- 税金を騙し取るための増値税専用発票の虚偽発行
- 「通関書類と発票の虚偽発行」という手段による輸出税還付金の騙し取り
- 品名を虚偽申告し輸出した後での税金還付の申請

(里兆法律事務所が 2025 年 11 月 29 日付で作成)

● 南京中院发布涉外及涉港澳台高新技术领域知识产权司法保护典型案例

日前，南京市中级人民法院发布涉外、涉中国香港、中国澳门、中国台湾及高新技术领域知识产权司法保护五个典型案例，涵盖技术秘密、生物医药、标准必要专利等，明确了技术秘密认定、专利权利人举证责任、恶意诉讼防范、标准必要专利许可及驰名商标保护，为企业创新、市场竞争及知识产权合规提供司法指引。

(里兆律师事务所 2025 年 11 月 29 日编写)

● 南京市中級人民法院が外国及び香港、マカオ、台湾に係るハイテク分野知的財産権司法保護の代表的事例を公表した

先頃、南京市中級人民法院は外国及び香港、マカオ、台湾に係るハイテク分野知的財産権司法保護の 5 つの代表的事例を公表し、技術秘密、バイオ医薬、標準必須特許などを網羅しており、技術秘密の認定、特許権者の証明責任、悪意ある訴訟の防止、標準必須特許の許可及び有名商標の保護を明確にし、企業革新、市場競争及び知的財産権コンプライアンスに向けての司法ガイドラインを提供した。

(里兆法律事務所が 2025 年 11 月 29 日付で作成)

● 全国网络安全标准化技术委员会拟发布个人信息识别、去标识化、匿名化指南

日前，全国网络安全标准化技术委员会发布《个人信息保护 个人信息识别指南(征求意见稿)》、《个人信息保护 个人信息去标识化指南(征求意见稿)》、《个人信息保护 个人信息匿名化指南(征求意见稿)》，公开征求意见（截止日期为 2025 年 12 月 07 日）。三项指南明确了个人信息识别、去标识化、匿名化的定义及判断规则。

(里兆律师事务所 2025 年 11 月 29 日编写)

● 全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会が、個人情報識別、非標識化、匿名化ガイドラインを發布する見込みである

先頃、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会が、「個人情報保護 個人情報識別ガイドライン(意見募集稿)」、「個人情報保護 個人情報非標識化ガイドライン(意見募集稿)」、「個人情報保護 個人情報匿名化ガイドライン(意見募集稿)」を公表し、パブリックコメントを募集している(締切日は 2025 年 12 月 7 日である)。3 つのガイドラインは、個人情報の識別、非標識化、匿名化の定義と判断規則を明確にしている。

(里兆法律事務所が 2025 年 11 月 29 日付で作成)

### 三、里兆解读

● 关于中国商务部 2025 年第 61 号公告、第 62 号公告的理解和执行

#### 内容提要

2025 年 10 月 9 日，中国商务部发布 2025 年第 61 号公告《关于公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定》(以下简称“61 号公告”)及 2025 第

### 三、里兆解説

● 中国商務部「2025 年第 61 号公告」、「第 62 号公告」のポイントとその影響

#### 概要

2025 年 10 月 9 日、中国商務部は 2025 年第 61 号公告「国外の關係するレアアース物品に対する輸出規制の実施決定の公布」(以下「61 号公告」という)及

62号公告《关于公布对稀土相关技术实施出口管制的决定》(以下简称“62号公告”),从不同的维度规定稀土相关物项的出口管制措施。

## 正文

稀土物项具有显著的军民两用属性,对稀土物项进行出口管制,属于国际通行做法。2025年4月4日,中国商务部、海关总署已经联合发布2025年第18号公告《公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定》,对中国境内出口经营者出口稀土相关物项进行管制,本次61号公告及62号公告主要是将管制扩大至境外实体及稀土相关技术。2025年10月30日,中国商务部新闻发言人表示,中美双方在吉隆坡经贸磋商就解决各自关切的经贸问题达成联合安排,中方将暂停实施10月9日公布的相关出口管制等措施(包括61号公告及62号公告)一年,并将研究细化具体方案。这意味着,企业能够有更充足的时间研究61号公告及62号公告的要求,并探讨后续的应对方案。在此背景下,我们基于目前公布的61号公告及62号公告之内容进行解读,并为企业提供建议。

### 一、61号公告落实域外管辖效力

61号公告的规制主体为境外组织和个人,规制行为为向中国以外的其他国家和地区出口受管制的稀土相关物项,这意味着61号公告具有域外管辖效力。实际上,2024年12月开始施行的《两用物项出口管制条例》第49条已经规定,境外组织和个人在中国境外向特定目的国家和地区、特定组织和个人转移、提供受管制的物项时,商务部可要求适用该条例规定的管制措施,61号公告正是对该规定的落实。

根据61号公告的要求,境外组织和个人在向中国以外的其他国家和地区出口含有、集成或者混有原产于中国的稀土在境外制造的受管制的稀土永磁材料、稀土靶材,且该等稀土所占价值比例达到0.1%及以上的;或出口使用原产于中国的稀土开采、冶炼分离、金属冶炼、磁材制造、稀土二次资源回收利用相关技术在境外生产受管制的稀土相关物项;或出口原产于中国的受管制的稀土相关物项前,应向中国商务部申请并获得两用物项出口许可证。

商务部审核时,若发现属于向境外军事用户,或出口管制管控名单、关注名单所列主体(包括其控股50%及以上的子公司、分公司等分支机构)出口管制物项,原则上不予许可。发现出口最终用途为设计、开发、生产、使用大规模杀伤性武器及其

び2025第62号公告「レアアース関連技術に対する輸出規制の実施決定の公布」(以下「62号公告」という)を發布し、レアアース関連物品等の輸出規制措置を様々な視点から定めた。

## 本文

レアアース物品は、顕著な軍民両用の属性を有しており、レアアース物品に対して輸出規制を行うことは国際的に行われている手法である。2025年4月4日、中国商務部、税関総署は2025年第18号公告「一部の中重レアアースに関係する物品に対する輸出規制の実施決定の公布」を共同で發布し、中国国内の輸出事業者のレアアース関連物品等の輸出規制を行った。今回の61号公告及び62号公告は主に規制範囲を海外の事業者及びレアアース関連技術にまで拡大した。2025年10月30日、中国商務部の報道官は、中国と米国はクアラルンプールで経済貿易協議を行い、それぞれ関心のある経済貿易諸事項の解決について合意に至り、中国は10月9日に発表した関連する輸出規制等の措置(61号公告と62号公告を含む)の実施を1年延期し、具体的なプランを検討し詳細化していくことを表明した。これは、企業が61号公告と62号公告の要求を検討し、後続の対応策を検討するための十分な時間があることを意味している。この背景の下で、筆者は現在発表されている61号公告と62号公告の内容を踏まえ、企業の視点から考察し、提言する。

### 一、61号公告は、国外管轄効力の行使を規定するものである

61号公告が規制対象とする主体は国外の組織と個人であり、規制する行為は規制されているレアアース関連物品を中国以外の他の国と地域向けに輸出することであり、これは61号公告が国外管轄効力を持つことを意味する。実際に、2024年12月から施行された「両用品目輸出規制条例」第49条は、国外の組織と個人が中国国外で特定の目的国と地域、特定の組織と個人向けに規制対象となる物品を移転し、提供する場合、商務部はこの条例で定められた規制措置の適用を要求することができるとしており、61号公告はまさに当該規定の行使を規定するものである。

61号公告の要求によると、国外の組織と個人は、中国原産のレアアースを含有、集積又は混合している、国外で製造し、かつこれらのレアアースが占める価値の割合が0.1%以上である規制対象となるレアアース永久磁石素材、レアアースターゲット材、又は中国原産のレアアース採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクル技術を用いて中国国外で製造された規制対象となるレアアース関連物品、又は中国原産の規制対象となるレアアース関連物品を中国以外の他の国と地域に輸出する際には、中国商務部に両用品目輸出許可証を事前に申請し、取得しなければならない。

商務部による審査においては、国外の軍事ユーザー、又は輸出管制管理リスト、注目リストに記載されている事業者(その持株50%以上の子会社、支社などの分支機構を含む)が規制対象となる物品を輸出するものであることを発見した場合、原則として許可しない。輸出の

运载工具，恐怖主义目的，或军事用途、提升军事潜力的，原则上也不予许可。

此外，中国境内出口经营者出口稀土时，应当向境外进口商、最终用户出具《合规告知书》。境外出口经营者在转移或者出口受管制的稀土相关物项时，也应向下一个接收方出具《合规告知书》。61号公告提供了《合规告知书》范本，要求明确记载出口货物中中国产受管制稀土成分的价值占比。

## 二、62号公告强化稀土相关技术监管

62号公告的规制主体，从属人角度看，包括中国公民、法人和非法人组织；从属地角度看，包括中国境内的所有自然人、法人和非法人组织。与61号公告相比，62号公告管制的是稀土相关技术，该等物项未经许可同样不得出口。

上述稀土相关技术，具体包括稀土开采、冶炼分离、金属冶炼、磁材制造、稀土二次资源回收利用相关技术及其载体，以及相关生产线装配、调试、维护、维修、升级等技术。需要注意的是，即便出口的是非管制的货物、技术或者服务，若出口经营者明知其用于或者实质性有助于境外稀土开采、冶炼分离、金属冶炼、磁材制造、稀土二次资源回收利用活动，也需要在出口前申请并获得两用物项出口许可证，公告明确禁止中国公民、法人、非法人组织未经许可为该等活动提供任何实质性帮助和支持。该规定为中国商务部管制相关物项提供了更为充足的裁量空间。

62号公告对于稀土相关技术的出口进行了较为宽泛的规定，贸易性出口以及通过知识产权许可、投资、交流、赠送、展览、展示、检测、测试、援助、传授、联合研发、受雇或雇佣、咨询等任何方式进行的转移或者提供，都被认为属于出口行为。同时，除了自中国境内向境外转移这种典型的跨境出口行为外，诸如在境内提供给外国组织、个人，或在境外提供给外国组织、个人这些形式上似乎未跨境的行为，也都被认为属于出口行为，该等规定也是对《两用物项出口管制条例》第49条的落实。

## 结语

61号公告及62号公告作为中国加强出口管制的重要措施，中国境内外企业均有必要不断跟进相

最终用途为大量破坏兵器及其运输设备的设计、开发、制造、使用，又はテロ目的、军事用途、军事的潜在力を引き上げるものであることを発見した場合も、原則として許可しない。

また、中国国内の輸出事業者がレアアースを輸出する場合は、国外の輸入業者、エンドユーザーに「コンプライアンス告知書」を発行しなければならない。国外の輸出事業者が、規制されたレアアース関連物品を移転し又は輸出する際にも、次の受領者に対し「コンプライアンス告知書」を発行しなければならない。61号公告では、「コンプライアンス告知書」の見本を提供しており、輸出貨物において中国産の規制対象となるレアアース成分が価値に占める割合を明確に記載するよう求めている。

## 二、62号公告は、レアアース関連技術の監督管理を強化する

62号公告の規制主体には、個人の属性に基づく視点から見ると、中国公民、法人、非法人組織が含まれ、場所に基づく視点から見ると、中国国内のすべての自然人、法人、非法人組織が含まれる。61号公告と比較して、62号公告が規制するのはレアアース関連技術であり、これらも許可なくしては、同じく輸出することはできない。

上記のレアアースに関係する技術には、具体的にはレアアースの採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに関連する技術及びその媒体、並びに関連生産ラインの組立、調整、メンテナンス、保守、アップグレードなどの技術が含まれる。注意しなければならないこととして、たとえ輸出するのが規制対象でない貨物、技術、又はサービスであったとしても、輸出事業者がそれらが国外のレアアースの採掘、製錬・分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクル活動に使用され、又は実質的に役立つことがはっきりわかっている場合は、輸出前に両用品目輸出許可証を申請し、取得する必要がある。公告では、中国公民、法人、非法人組織が許可なくこれらの活動に実質的な援助と支援を提供することを明確に禁止している。本規定は、中国商務部に対し、関連物品の規制における裁量の余地を十分に与えている。

62号公告はレアアース関連技術の輸出について相対的に広く定めており、貿易上の輸出及び知的財産権ライセンス、投資、交流、贈与、展覧、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用関係、コンサルティングなどのいずれかの方式を通じて行われた移転又は提供は、いずれも輸出行為に該当すると認定される。同時に、中国国内から国外への移転という典型的な越境輸出行為のほか、例えば国内で外国の組織、個人に提供したり、国外で外国の組織、個人に提供したりといった、形式的には越境していないような行為でさえも、いずれも輸出行為に該当すると認定されており、これらの規定も「両用品目輸出規制条例」第49条の行使を定めたものである。

## 終わりに

61号公告及び62号公告は中国が輸出規制を強化するための重要な措置として、中国国内外の企業は、関

关措施的实施状况，力求维持企业全球业务的合规性。针对在稀土相关产品供应链上的企业，我们提出如下具体建议，供企业结合后续 61 号公告及 62 号公告的正式实施情况进行参考：

1. 中国境外实体需核查自身经营产品是否属于或包含原产于中国的稀土相关物项，结合公告内容判断是否落入管制范围，并建立管制产品台账。若台账内产品触发监管条件，应在出口前向中国商务部申请两用物项出口许可证。
2. 中国境外实体及境内现地实体在出口、转移属于或包含原产于中国的稀土相关物项时，应判断是否触发出具《合规告知书》的法律义务。同时，我们也建议企业结合《合规告知书》范本制定《合规告知书》出具流程及模板，避免在交易中出现遗漏情况。
3. 中国境外实体及境内现地实体均应加强对交易对手、最终用户的尽职调查，将调查范围穿透至至其控股 50%以上的实体，对于可能存在军事用途等受管制用途的交易，应尤为予以关注并提前考虑应对策略。

（作者：里兆律师事务所 董红军、郑旭斌）

#### 四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。  
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- 被指摘涉嫌未经授权使用特定软件或字体的案件增多
- 跨国出差人员及驻在员被误解为存在违法行为时的紧急应对
- 国家人力资源和社会保障部的《企业实施竞业限制合规指引》

連措置の実施状況を絶えずフォローアップし、企業のグローバル事業の適法性の維持に努める必要がある。レアースに関係する製品の供給チェーンにおける企業向けに、筆者からは以下の具体的なアドバイスを提供するので、今後の 61 号公告及び 62 号公告の正式な実施状況を踏まえながら参考にしていきたい。

1. 中国国外の事業者は、取り扱っている製品が中国原産のレアース関連物品に該当するか又はそれが含まれているかを確認し、公告の内容を踏まえて規制範囲に入るかどうかを判断し、規制製品台帳を作成する必要がある。台帳内の製品が監督管理条件を触発するようであれば、輸出前に中国商務部に両用品目輸出許可証を申請しなければならない。
2. 中国国外の事業者及び国内現地の事業者が中国原産のレアース関連物品に該当し又はそれが含まれているものを輸出し、移転する場合、「コンプライアンス告知書」を発行する法的義務を触発するかどうかを判断しなければならない。同時に、企業は「コンプライアンス告知書」の見本に基づき「コンプライアンス告知書」の発行プロセスと雛形を作成し、取引において漏れないようにしておくのがよい。
3. 中国国外の事業者及び国内現地の事業者は、いずれも取引相手、エンドユーザーに対するデューデリジェンス調査を強化し、調査範囲はその持株 50%以上の事業者にまで拡大されなければならない。軍事用途などの規制用途が存在する可能性のある取引については、特に注目し、対応策を事前に検討しておかなければならない。

（作者：里兆法律事務所 董红军、鄭旭斌）

#### 四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。  
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- 特定のソフトウェアやフォントの不正利用を指摘されたらのご相談案件の増加
- 中国への出張者及び駐在員が違法行為を行っている誤解された場合の緊急対応
- 国家人的資源・社会保障部による「企業による競業避止義務の適正化のためのガイドライン」